

# 第 95 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 4 年 7 月 5 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 30

場所 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) (仮称)一戸・稲庭風力発電事業 計画段階環境配慮書について (資料No.1 ~ 3)
- (2) その他 (地球温暖化対策推進法第 21 条第 7 項に基づいて定める促進区域の設定に関する基準 (案) について) (資料No.4 ~ 5)

### 3 その他

### 4 閉会

#### 【配付資料】

- No. 1 : (仮称)一戸・稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況
- No. 2 : (仮称)一戸・稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見(二戸市、一戸町)
- No. 3 : (仮称)一戸・稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答
- No. 4 : 地域脱炭素化促進事業について
- No. 5 : 促進区域の設定に関する岩手県基準 (案)

第95回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学工学部准教授	○
伊藤 歩	岩手大学工学部教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科准教授	○
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授	×
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	○
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学工学部准教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師	×
鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	×
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授	×
三宅 諭	岩手大学農学部教授	×
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○※

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
大河原 正文	岩手大学工学部准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター上席専門研究員	○

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 理香	環境保全課 主任主査	
工藤 杏菜	環境保全課 主事	
荒谷 華子	環境保全課 主任	
白澤 彰	環境保全課 主任	
佐々木 剛	資源循環推進課 主査	
工藤 航希	自然保護課 主任	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
千葉 賀子	都市計画課 技師	
高杉 諭吏	建築住宅課 主任主査	
森 英介	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 特命課長(オブザーバー)	
松本 聡	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主査(オブザーバー)	
菊地 弘祐	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 技師(オブザーバー)	

【事業者及びコンサル】

氏名	職名	備考
小金 孝	インベナジー・ウインド合同会社 開発部 開発本部長	○※
小林 幸一	インベナジー・ウインド合同会社 開発部 開発部長	
鯨井 謙治	インベナジー・ウインド合同会社 開発部 開発課課長	
鈴木 四郎	インベナジー・ウインド合同会社 二戸事務所 所長	
藤原 真太郎	アジア航測株式会社 環境・エネルギー技術部 環境コンサルタント課 係長	
佐藤 理絵	アジア航測株式会社 環境・エネルギー技術部 環境コンサルタント課	
水口 拓	アジア航測株式会社 環境・エネルギー技術部 技術部長	○※
影山 えみ	アジア航測株式会社 環境・エネルギー技術部 環境コンサルタント課	○※

(備考欄) Web 会議システムを使用したリモート出席：○※

## (仮称)一戸・稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)一戸・稲庭風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 219,600kW	
事業の実施区域(予定地)	岩手県二戸市及び一戸町	
事業者の名称	インベナジー・ウインド合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年 5月31日付け
	縦覧期間	令和4年 6月1日～令和4年 6月30日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年 6月1日～令和4年 6月30日
	技術審査会の審査	令和4年 7月5日
	知事意見の送付	令和 年 月 日 (送付期限:令和4年8月1日)

## 「(仮称)一戸・稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する二戸市長意見

### 1 意見

開発時における影響の予測及び評価を踏まえ、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されるため、風力発電設備等の配置等、住居等から隔離した配置等を十分に検討し、騒音等による影響を回避又は低減するよう配慮願います。

「(仮称)一戸・稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する一戸町長意見

意見なし

「(仮称)一戸・稲庭風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する委員等からの  
事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《配慮書》 p 3-95(125)

事業実施想定区域およびその周辺における水道水源について、山内水源の他にあれば、その位置が分かる地図を提供していただきたい。

(伊藤 歩委員)

【回答】

事業実施想定区域およびその周辺における山内水源以外の水道水源につきまして、現在自治体に確認中です。p 3-95(125)に記載のとおり、「令和元年度 岩手県の水道概況」によると、二戸市には表流水、湧水を水源としている上水道施設が1箇所、一戸町では表流水、湧水を水源としている上水道施設が2箇所ございます。これらの水道水源の位置を確認でき次第、共有させていただきます。

【2】

《配慮書》 p 3-99(129)～p 3-100(130)

事業実施想定区域内には複数の河川が位置しており、工事に伴う濁水の影響が懸念されます。水環境の十分な保全対策を検討していただきたい。

(伊藤 歩委員)

【回答】

今後、河川への影響を出来る限り低減するように事業計画の検討を行うとともに、方法書以降の手続きにおいて水環境についての調査、予測及び評価を行います。その結果、河川環境への影響が懸念される場合には、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。

【3】

《配慮書》 p 2-21(23)、p 3-105(135)～p 3-106(136)

住宅(紫色)の分布が異なっているようです。その理由について説明してください。

(伊藤 歩委員)

【回答】

第2章では、事業実施想定区域の検討段階において収集した基盤地図情報の建築物情報を掲載しており、第3章では、基盤地図情報の建築物情報に電子住宅地図デジタルタウンの表札情報や現地確認結果を反映した情報を掲載している、という違いがございます。

事業実施想定区域の検討段階では、広域での住居の概ねの分布状況を把握するため、全国一定の精度で建築物の位置情報が整備されている基盤地図情報を活用いたしました(第2章 p. 2-18～21に図示)。

その後、より詳細な地域の情報として、事業実施想定区域およびその周囲の住宅の居住実態を確認するため、電子住宅地図デジタルタウンの表札情報の確認および現地確認を実施し、倉庫等の居住実態のない建屋については除外いたしました(第3章 p. 3-105～106、第4章 p. 4-10～11、p. 4-14～15に図示)。

#### 【4】

《配慮書》 p 3-26(56)～p 3-28(58) 魚類の項目について

事業想定区域及びその周辺に生息する魚類については、4種類を確認していますが、p3-98(128)～p 3-100(130)には内水面漁業の状況として、あゆ、やまめ、うなぎなど重要な魚類が列記されています。関係河川も事業想定区域内に存在しているようです。これらの魚類についても記述しておくべきではないでしょうか。

(伊藤 絹子委員)

#### 【回答】

「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）」（以下、「発電所アセス省令」と呼称します）第六条によると、第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行う観点から、動植物については、【生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する】こととされております。

学術上又は希少性の観点から重要な種の選定に際しては、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013年3月）を参考にしました。このガイドによると、重要な種の特性として、3点【①環境影響を受けやすい種等 ②環境保全の観点から法令等により指定された種等（重要種、重要な群落等） ③法令等により指定されていないが地域により注目されている種等】が挙げられております。このことから、収集対象の資料は、重要な種の情報が掲載されているレッドデータブックや、地域の情報を網羅的に収集できる自然環境保全基礎調査等としました。また、地域により注目されている種や生息地については、配慮書のp. 3-29～30のとおり、選定基準を定め、情報を収集しております。

なお、馬淵川で内水面漁業権の規制遊漁とされているあゆ、やまめ、うなぎ等につきましては、「上馬淵川漁業協同組合 HP 放流実績 <http://www.nanako-wakasagi.com/keiryuayu/horyu/>」によると、過去に放流の実績がございます。そのため、分布要因は人為的な要素が絡んでおり、国内外来種である可能性が高いと考えられたことから、重要な種には該当しないものと判断いたしました。

#### 【5】

《配慮書》 p 3-99(129) 図 3.2-5(1)～p 3-100(130) 図 3.2-5(2)

赤い点線で囲まれているエリアについての「事業想定区域で発電機の設置対象外」とは具体的にはどのような内容を計画しているのですか。内水面漁業権が許可されている河川との重なりもあるようです。

(伊藤 絹子委員)

#### 【回答】

「事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）」は、風力発電機等の大型資材及びその他の工事用資材等の搬出入路として、拡幅等の造成工事が生じる可能性のあるエリアとなっております。既存の道路を基本的に活用する予定であり、現時点では河川を直接改変する工事は想定して



おりません。

【6】

《配慮書》 p 2-27(29)、p 4-1(179)

本事業の想定区域周辺には他にも複数の風力発電事業の計画があり、しかも著しく近接しており、一帯のものとして捉える必要があると考えます。累積的な影響については今後検討されるようですが、予測方法、評価方法の見通しとしてはどのような状況にありますか。配慮書の段階において、いくつかのケースを想定して予測しておくことが重要であると思えます。

(伊藤 絹子委員)

【回答】

ご指摘のとおり、配慮書の段階からいくつかのケースを想定して予測を行うことは累積的影響の早期検討の面から重要であると認識しておりますが、本事業及び本事業の事業実施想定区域の周辺で現在計画中の他事業の事業熟度が高くないことから、本事業においては、配慮書段階で具体的な累積的影響の検討は行いませんでした。

本事業と他事業との累積的影響の検討に関する見通しとして、今後、事業計画の熟度が高まる段階におきまして、より詳細な累積的影響の予測・評価を実施いたします。特に、施設の稼働時における騒音、風車の影、動物（鳥類）、景観を対象とすることを想定しており、それらの予測及び評価の手法としては表1に記載のとおり想定しております。方法書以降の手続きにおきましては、他事業の最新の事業計画の入手に努め、得られた情報を基に累積的影響の予測、評価を行います。また、具体的な事業計画を入手できなかった場合は、風力発電所の位置情報が分かる準備書以降の図書が公表されている事業を対象に、累積的影響の予測、評価を実施することを想定しています。

表 1 累積的影響の予測・評価手法の概要

項目	予測手法の概要	評価手法の概要
騒音	本事業および他事業の計画（風力発電機の配置）を合わせた騒音レベルの寄与値及び現況値からの増加の程度をシミュレーションし、影響の程度を予測する。	予測結果及び今後実行する環境保全措置の内容を踏まえ、重大な影響が事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減できる可能性が高いか否かを評価する。
風車の影	本事業および他事業の計画（風力発電機の配置）を合わせた住居又は環境配慮施設にかかる風車の影の時間をシミュレーションし、影響の程度を予測する。	
鳥類	本事業および他事業の計画（風力発電機の配置）を合わせた風力発電機における衝突個体数の推定を行い、影響の程度を予測する。また、渡りルートへの影響の程度を予測する。	
景観	本事業および他事業の計画（風力発電機の配置）を合わせた眺望点から視認される圧迫感を覚える風力発電機の基数等を予測する。 既に高森高原風力発電機および稲庭高原風力発電機が視認される地点においては、新たに圧迫感を覚える風力発電機がどの程度増加するかを予測する。	

## 【7】

《配慮書》 p 2-2(4)

離れた2箇所のサイトが事業実施想定区域となっており、同一の送電線に接続することから同一事業としている。実施サイトを1箇所とした方が環境影響は小さくなると思われるが、本事業はあくまで2箇所で行うことが前提であるのか。実施サイトを1箇所に絞るといふ考えはないのか（いわゆる複数案の考え方で、どちらか一方のサイトのみを対象とするという考えがあるのか）、お聞かせ願いたい。

(齊藤 貢委員)

## 【回答】

原則として2箇所のサイトで行うことを企図している事業となります。系統容量の確保を2箇所の前提とした計画を立てているため、事業の成立性から基本的には2箇所で計画を進めます。

## 【8】

《配慮書》 p 2-27(29)～p 2-28(30) 図 2.2-13

二戸サイトは稲庭岳風力発電事業と、一戸サイトは高森高原・筧平牧野風力発電事業と重なっているが事業者間での話し合いは行われているのかどうか、お聞かせ願いたい。

(齊藤 貢委員)

2区域とも他社の事業計画と重なるエリアの調整は行っているかを知りたい。

(由井 正敏委員)

## 【回答】

①二戸市サイト付近の稲庭岳風力発電事業については地元関係者より撤退したと伺っております。一戸町サイト付近の高森高原・筧平牧野風力発電事業については風況観測のみで大きな動きがないと伺っております。いずれも必要に応じ各事業者との協議を適宜行います。

②二戸市サイトに関しては、一部近接する事業者との協議を進めており、一戸町サイトでは現時点で未だ協議は実施しておりません。今後、必要に応じ他事業者との協議を行う予定としております。

## 【9】

《配慮書》 p 3-26(56)、p 3-54(84)

1. 動植物に係る収集文献について、二戸市総合政策部公民連携推進課が2020年に編集・発行した『稲庭岳周辺地域の動植物』を対象に加え、現地調査の参考にすること。特に昆虫類の情報が豊富である。（同課に申し込めば電子版を無料で入手できると聞いている。）

2. 「調査対象範囲を二戸市（旧二戸市、旧浄法寺町を含む）、一戸町、又は、事業実施想定区域が該当する二次メッシュとした。」とあるが、例えばいわてレッドデータブックや岩手県植物誌等の文献の場合、抽出するキーワードを（旧市町名を含む）市町名とした、という理解で正しいか。

なお、方法書においては抽出の方法が分かるように明確に示すこと。

(鈴木 まほろ委員)

## 【回答】

1. 情報をご提供頂き、ありがとうございます。ご指摘の資料は既に入手いたしましたので、

方法書以降の手続きにおきましては収集資料として加えます。

2. 「調査対象範囲を二戸市（旧二戸市、旧浄法寺町を含む）、一戸町、又は、事業実施想定区域が該当する二次メッシュとした。」につきましては、ご理解のとおり、例えばいわてレッドデータブックや岩手県植物誌等の文献の場合、抽出するキーワードを（旧市町名を含む）市町名としております。

方法書以降の手続きにおきましては、表 2 のとおり、抽出の方法を明示した文章を記載いたします。

表 2 資料抽出対象範囲に関する整理の例

【資料抽出対象範囲】

- a.対象事業実施区域及びその周囲を含む 2 次メッシュ情報、又は 2 次メッシュにおける市町村情報
- b.対象事業実施区域及びその周囲を含む 5 万分の 1 地形図情報
- c.対象事業実施区域及びその周囲を含む 3 次メッシュ情報
- d.対象事業実施区域及びその周囲を含む町（旧●●市、旧●●町）の情報
- e.県全域の情報（5km メッシュ）
- f.県全域の情報（調査地点別、確認地点別）

【10】

《配慮書》 p 3-60(90)、p 3-66(96)

これらの図に示されている植生自然度 9 のブナ林には大径木が多く、緑の回廊との連続性も考慮すれば、厳密な保全が必要なエリアである。伐採によって生態系に重大な影響が生じることが予測されるので、代償措置に頼ることなく、改変を回避すべきと考える。

（鈴木 まほろ委員）

【回答】

今後、現地の植生の実態を把握するための調査を実施し、ブナ自然林等の重要な植生が確認された場合には、当該植生にも配慮のうえ、事業計画を検討します。その際には代償措置を前提とせず、改変の回避を基本とした事業計画を検討いたします。

【11】

《配慮書》 p 4-62(240)～p 4-63(241)

1. 稲庭岳登山道沿いに駒形神社がある。山中にも関わらず境内及び周囲はよく手入れされており、地域の方々の信仰の場として現在も大切にされている様子が見える。主要な人と自然との触れ合いの活動の場としてリストに加え、静謐さと景観を保全するために十分な配慮を行うこと。

2. 稲庭岳登山道は駒形神社の少し下で 2 つに分岐している。この図に描かれていないルートの方が、現在は使用頻度が高いと思われる。両方のルートについて、景観を破壊しないために周囲の森林の伐採を回避するなど、十分な配慮を行うこと。

3. 稲庭岳山麓にある岩誦坊の湧き水は、多くの人が水汲み場として利用しており、水源としても重要である。景観だけでなく水質にも影響が生じないように、調査及び配慮を行うこと。

（鈴木 まほろ委員）

【回答】

1. 情報をご提供頂き、ありがとうございます。

ご指摘いただいた駒形神社を含む登山道の一帯については、配慮書においても「稲庭岳（登山道）」として選定しておりました。「いわてのてっぺん「japan の郷 にのへ」」（二戸市観光協会）によりますと、「駒形神社を通るコースでは登山道沿いにブナやダケカンバの原生林・広葉樹が広がっています。」と紹介されていることから、駒形神社を含む登山道の一帯を主要な人と自然との触れ合いの活動の場の対象とすることを想定しております。

今後の方法書以降の手續きにおきましては、ヒアリングや現地確認等により地域における駒形神社の位置づけや利用実態の把握に努めるとともに、把握した結果を踏まえた人と自然との触れ合いの活動の場への適切な配慮に努めます。

2. 現地確認や地元の方へのヒアリングの結果から、駒形神社側の登山コースよりも稲庭岳キャンプ場側の登山コースの方が利用頻度が高いものと認識しておりましたが、今後の方法書以降の手續きにおきましては、ヒアリングや現地確認等により登山道の利用実態の把握に努めるとともに、把握した結果を踏まえた人と自然との触れ合いの活動の場への適切な配慮に努めます。

3. 当該地点は、配慮書において人と自然とのふれあいの活動の場として選定しておりました。

今後の方法書以降の手續きにおきましては、ヒアリングや現地確認等により岩誦坊の湧き水の利用実態の把握に努めるとともに、把握した結果及び事業計画の検討結果を踏まえ、必要に応じて水質についての調査、予測及び評価の実施を検討するとともに、適切な配慮に努めます。

【12】

《配慮書》 p4-13(191)、p4-16(194)、p4-66(244)

配慮書段階の騒音に係る評価として、風力発電所からの距離 2.0 km 以内の住宅等の数が、二戸市サイトで 24 軒、一戸町サイトで 40 軒であることを示すのは、もちろん必要なことであると考えますが、特に大きな影響が生じると考えられる 500 m 以内のところにも住宅等が存在していることも、同じく、重要な情報であると考えます。したがって、このことは、配慮書段階の評価において、明示的に示しておくべきであると考えます。

(永幡 幸司委員)

【回答】

配慮書におきましては、p. 4-8 (186) 表 4. 2-2 に示すとおり、計画段階配慮事項の予測の判断基準を「重大な影響がない」、「重大な影響が生じる可能性のある」の 2 択で整理し、騒音は、事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外の区域を除いた範囲）から 2.0 km 以内の住宅等が「重大な影響が生じる可能性のある」と考え、その軒数を図書にお示ししました。

重大な影響が生じる可能性のある範囲を整理する上で、上記は安全側での検討となりますが、ご指摘のとおり事業実施想定区域（対象事業実施区域）近傍の住宅等において、騒音影響への留意が必要なことは事業者としても理解していることから、今後、方法書手續以降で実施する事業計画の検討及び調査、予測及び評価においては、居住実態を踏まえるとともに、居住実態のある住宅への配慮に努めます。

【13】

《配慮書》 p 4-16(194)

騒音の評価結果を示す項の中で、「なお、事業実施想定区域内及びその周辺には、騒音の環境基準に係る類型指定区域は存在しない。」という記述が見られる。この一文は、内容的には正しいと思われるが、どのような理由で、この位置に記載されているのかが、定かでない。平成 18 年の主務省令改正以降のベスト追求型のアセスメントが求められている中では、環境基準等を評価の基準とする場合は、それを評価指標とした根拠の明確化を示すことが求められている。この方針に従えば、「類型指定区域は存在しない」から、何なのか、明示的に示すことが必要不可欠である。

(永幡 幸司委員)

【回答】

ご指摘の点につきましては、「事業実施想定区域内及びその周辺には騒音の環境基準に係る類型指定区域は存在しないことから、類型指定区域への重大な影響が生じる可能性はない」ものと考えております。

方法書以降の手続きにおきましては、上記の文章を記載いたします。

【14】

《配慮書》 p 4-16(194)

環境保全措置の 1 つとして、「風力発電機の配置計画の検討にあたっては、現地における調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、必要に応じて住宅からの距離の確保に努める。」との記述があるが、離隔をとる「必要」があるのであれば、「確保に努める」だけでは不十分である。「距離の確保をする」と明確に宣言していただきたい。

(永幡 幸司委員)

【回答】

風力発電機からの騒音影響に対する環境保全措置は、環境保全措置の 1 つとして記載した「離隔の確保」に加え、風力発電機の騒音パワーレベルの低減や、適切なメンテナンスの実施による異音低減等、複数の選択肢が想定されます。方法書以降の手続きにおいて実施する、調査、予測及び評価の結果も踏まえた上で、総合的に検討した結果、風力発電機との離隔の確保が必要であると認められる場合においては、離隔を確保いたします。

【15】

《配慮書》 p 4-9(187)～p 4-16(194)、あるいは p 4-61(239)～p 4-65(243)

p 4-62(240)に記載されている人と自然との触れ合いの活動の場の一覧を見ると、事業区域周辺には、森林浴であったりバードウォッチングであったりと、それぞれの場での活動をするにあたり、静穏性が求められると考えられる地域が散見される。

活動の内容によっては、もちろん、いわゆる日常生活に求められる静けさより賑やかでもよい場合もあろうが、日常生活に求められる静けさより厳しい条件の静けさが求められる場合もあろう。後者に該当するような活動の場については、日常生活への騒音の影響の可能性を評価する 2 km 以内に、人と自然との触れ合い活動の場が含まれるか否かを見ることで、事業による重大な影響が生じる可能性があるかの簡易的な評価になりえる。

配慮書段階から、施設の稼働による、人と自然との触れ合い活動の場の重大な影響が生じ

るか否かについても、騒音の項、あるいは、人と自然との触れ合い活動の場の項のどちらかで見えておくべきである。

(永幡 幸司委員)

【回答】

風力発電機の稼働による鳥の鳴き声や木の葉が擦れる音等の環境音を楽しむ場に対する影響を懸念してのご指摘と認識しております。

「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年11月)におきまして、施設の稼働に伴う人と自然との触れ合いの活動の場は参考項目として挙げられていないことから、配慮書段階では選定しておりませんでした。また、「日常生活への騒音の影響の可能性を評価する2km以内に、人と自然との触れ合い活動の場が含まれるか否かを見ることで、事業による重大な影響が生じる可能性があるかの簡易的な評価になりえる。」とご意見を頂きましたが、地域住民の方が日常的に利用する場(例えば公民館、図書館等の配慮施設)と利用目的、利用特性が異なると考えられ、一概に騒音の基準で予測・評価を行うことは必ずしも適当ではないものと考えます。

一方で、環境音を楽しむ「快適性」が利用目的の主体となっている地点におきましては、利用者に対して施設の稼働に伴う騒音の影響が生じる可能性があると考えます。そのため、今後の方法書以降の手続きにおいては、関係自治体や施設へのヒアリングや現地確認等により、人と自然との触れ合いの活動の場の利用実態等の把握に努め、調査、予測及び評価を行うとともに、想定される影響の程度に応じて、実行可能な配慮を検討いたします。

【16】

《配慮書》 p3-93(123)～p3-94(124)

事業実施想定区域内の土地所有者との交渉経過について教えてください。

(平井 勇介委員)

【回答】

昨年より自治体、地元農業協同組合、個人地権者との協議を実施しています。

二戸市サイトでは土地所有者の牧野組合と合意しており、国有林貸付について本年3月に森林管理署と相談をしました。一戸町サイトは、一戸町、地元農業協同組合、個人地権者と協議を進めています。

【17】

《配慮書》 p4-14(192)

事業実施想定区域に存在する駒形神社は、そこから東にある季ヶ平集落近辺の方々によって祀られているようです。その地域が歴史的にどういった神社との付き合い方をしていたのか、現代はどう変化したのかについて把握したうえで、神社と地域の関係を断ち切ることにないように具体的な風車設置場所を検討いただけたらと思います。

(平井 勇介委員)

【回答】

ご指摘の点を踏まえ、駒形神社と地域の住民の方々との関係について、関係自治体や施設へのヒアリング等により把握を行ったうえで、事業計画の検討を進めてまいります。

【18】

《配慮書》 p 4-15(193)

事業実施想定区域の設定方法について質問・意見です。図 4.3-2 (2) をみますと、事業実施想定区域から 0.5km 以内に 3 箇所住宅等の建物があるようです。この 3 箇所には人は日常的に生活をしているのでしょうか。屋敷畑など、かなり手を入れられている様子ではありますが、その点確認をさせてください。もし、その 3 箇所に季節的に／恒常的に住まわれている方がいるのであれば、この事業実施想定区域は見直しを検討していただきたいです。

(平井 勇介委員)

【回答】

ご指摘頂いた 3 箇所の住宅は認識しておりますが、季節的に／恒常的に住まわれている方がいるかどうかの確認は出来ておりません。今後の方法書以降の手続きにおきまして居住実態の確認を行うとともに、各種調査、予測及び評価の結果等も踏まえ、居住実態のある住宅に対し、必要に応じた環境保全措置を講じることを検討いたします。

【19】

《配慮書》 p 3-134(164)

二戸市サイトについては「岩手県景観計画」を参照し、確認しているようであるが、一戸町サイトについての記述が見られない。一戸町は景観行政団体として景観計画を策定しており、町全域が景観計画区域であり対象サイトについても届出行為が必要になっている。また、御所野遺跡を特定景観地区としており、非常に重要な区域として指定している。本計画は特定景観地区から視認されないと予測するが、世界遺産区域から風車が視認されれば登録取消の可能性もあるため、確認するべきではないか。

風力発電は広域への影響を検討するべきものであるが、二戸市と一戸町しか検討していない点について、周辺自治体からの合意を得られているのか疑問である。

(三宅 諭委員)

【回答】

「一戸町景観計画」に関する記述が抜けており、大変失礼いたしました。方法書以降の図書においては「一戸町景観計画」についても記載いたします。

ご指摘のとおり、一戸町は全域が「一戸町景観条例」に基づく「景観計画区域」に指定されており、事業実施想定区域は「農山村景観地区（主として農林業等の一次産業によって形成される農山村の景観特性を有する地域等）」に指定されています。当該事業においても、景観計画に定められている「景観計画区域（特定景観地域を除く。）内での届け出」に則り、届け出を行うことを想定しております。また、景観計画に記載の「景観形成基準」に則り、周囲との調和を図るため、推奨色による塗装や、周辺の植生と調和した緑化等の環境保全措置を実施する予定です。なお、特定景観地区内での風力発電機の設置はないため、景観計画に定められている「特定景観地域内での届け出対象」には当たりませんが、ご指摘のとおり、御所野遺跡は世界文化遺産として登録されている重要な地点であるため、今後御所野遺跡からの風力発電機の視認性について確認のうえ、関係自治体との協議を行います。

また、事業実施想定区域が固まった段階で、影響が生じる可能性のある範囲を確認し、周辺自治体（八幡平市、岩手町、葛巻町）にご説明に伺っております。「（仮称）一戸・稲庭風力発電事業に係る関係地方公共団体の検討の経緯に関する補足説明資料」P.1 にお示ししておりますとおり、影響要因、および影響の程度についてご説明のうえ、p.8 にお示しのとおり、関係地方公

共団体として取り扱わないことについて、ご了承頂きました。

**【20】**

《配慮書》 p 2-22(24)

本事業で使用する風車はカットイン風速アップやフェザリング（運転開始風力以下の時に翼を水平にして空回りさせないこと）を遠隔で操作可能かを知りたい。

（由井 正敏委員）

**【回答】**

現時点では、採用する風力発電機の機種は未定ですが、風車機種の選定および設計等において、カットイン風速の変更やフェザリングの遠隔操作が可能かどうかを含めて検討します。

**【21】**

《配慮書》 p 3-60(90) 図 3.1-25(1)

二戸区域の事業区西端がブナ自然林と重なっているように見えますが、その場所に風車は立ちますか。

（由井 正敏委員）

**【回答】**

二戸市サイトの事業実施想定区域の西端も含めて、風力発電所の設置が想定されるエリアとして設定しておりますが、今後、現地の植生の実態を把握するための調査を実施し、ブナ自然林等の重要な植生が確認された場合には、当該植生にも配慮のうえ、事業計画を検討します。

**【22】**

《配慮書》 p 4-30(208)

渡り鳥の3行目「北上市」は誤植で「北上川」が正しいと思います。

（由井 正敏委員）

**【回答】**

ご指摘頂きありがとうございます。「北上川上流（奥中山峠）」の誤りでしたため、今後の図書におきまして修正いたします。

**【23】**

《配慮書》 p 2-11(13) (ウ)

「本事業においては最大傾斜角 20° 以上の地域を抽出し、これと重なる範囲を除外することとした。」について、最大傾斜角 20° を設定した根拠について伺いたい。

（大河原 正文専門調査員）

**【回答】**

「最大傾斜角 20°」につきまして、特段法令等の規制に基づくものではございませんが、風力発電機の設置に伴う開発規模が大きくなるように、経験則に基づいた数値を設定いたしました。

**【24】**

《配慮書》 p 3-19(49) (2)

「二戸市サイトが「軽石質火山砕屑物」及び「安山岩質岩石（ヒン岩及び玄武岩を含



む) 」となっており、一戸町サイトが「火山砕屑物」、「砂岩」、及び「砂・礫・泥またはローム」となっている。」について、二戸市サイトの軽石質火山砕屑物、一戸町サイトの火山砕屑物の特性などを把握していれば伺いたい。

(大河原 正文専門調査員)

【回答】

現時点では、二戸市サイトの軽石質火山砕屑物、一戸町サイトの火山砕屑物の特性などについて詳細を把握できておりませんが、今後実施する地質調査にて把握出来ましたら、共有させていただきます。

【25】

《配慮書》 p 3-140(170) (b) (e)

(b)「砂防法に基づく砂防指定地」、(e)「土砂災害警戒区域等」について、サイト内に砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が存在するとある。これら指定地、警戒区域と事業実施内容との関係(例えば当該箇所に風車は建設しないなど)について伺いたい。

(大河原 正文専門調査員)

【回答】

現段階におきましては、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に風力発電機は設置しない想定です。

今後の事業計画の検討におきましては、これらの指定地、区域に留意した検討を行います。

【26】

《配慮書》 p 2-10(12)

事業候補地を設定するにあたり、風況、法規制、地形を検討した結果、2地域が選定されていますが、p 2-15(17)の図を見るとそれ以外にも条件に合致する地域が多数存在しています(例えば、二戸市と田子町の境界周辺:ここは傾斜の点で事業候補地よりもむしろ優れているように見えます)。したがって、条件を満たす立地は全て候補地とし、複数案を設定して検討を進めるべきではないでしょうか。

(前田 琢専門調査員)

【回答】

本事業の事業実施想定区域は、P2-10(12)～P2-21(23)及びP2-26(28)に示したとおり、事業候補地を設定し、事業候補地に対する各種配慮を行った上で、現時点で発電所を配置する可能性のある範囲を包含するように設定いたしました。

この「現時点で発電所を配置する可能性のある範囲」については、上記検討で考慮した風況や法規制、各種配慮施設の分布状況等に加えて、現地の確認状況や現段階で想定される施工可能性等も踏まえた上で、現段階で、現実的に事業の実施が可能と判断した区域を設定したものとなります。

ご指摘の「複数案」につきましては、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013年3月)において「複数案とは、事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組み合わせで、現実的に実施可能な案をいう。なお、事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない」との記載があることか

ら、P2-26 (28) に示したとおり、現実的に事業の実施が可能と考えられる区域（事業実施想定区域）を、「位置・規模の複数案の一種」として位置づけました。

今後、現地調査、予測及び評価の結果等も踏まえて、環境影響の回避・低減等の諸条件を考慮し、事業区域の絞り込み及び具体化について検討してまいります。

【27】

《配慮書》 p 2-19(21)

事業候補地の中から事業実施想定区域を設定するにあたり、住宅等からもっと離れた場所を選定することもできたと思われませんが、そうならないのはなぜでしょうか。

(前田 琢専門調査員)

【回答】

配慮書段階でお示した事業実施想定区域は、第2章「2.2 第一種事業の内容 2.2.2 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積 (3) 事業実施想定区域の設定に係る考え方」に記載したとおり、広域で絞り込む観点で整理しました。

住宅等に対する影響については、今後の事業計画の検討に際して、居住実態を踏まえるとともに、騒音等の調査、予測及び評価の結果も踏まえ、居住実態のある住宅に対し、必要に応じた環境保全措置を講じることを検討いたします。

【28】

《配慮書》 p 2-25(27)

最大 36 基の風力発電機を建設する計画ですが、二戸市サイトと一戸町サイトのそれぞれの区域内に、現時点で最大何基を建てるのが可能か教えてください（潜在的建設可能数）。

(前田 琢専門調査員)

【回答】

それぞれ最大として、二戸市サイトに 11 基、一戸町サイトに 25 基設置することを計画しております。

【29】

《配慮書》 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例について

事業実施想定区域周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類の生息が過去に確認されており、また配慮書において、動植物の生息状況や生態系に重要な影響が生じる可能性があるものと予測される旨の調査結果が示されています。

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家からの意見を聞くなど希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類に関する十分な調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類等への影響を回避又は極力低減すること。

(自然保護課)

**【回答】**

ご指摘のとおり、今後の方法書以降の手続きにおきましては、専門家等のご意見を参考に、希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類に関する十分な調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じた環境保全措置を実施することで、希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類等への影響の回避又は極力低減に努めます。

**【30】**

《配慮書》 岩手県自然環境保全指針について

事業実施想定区域に岩手県環境保全指針で定める保全区分 A から D が含まれていることから、事業実施に当たっては自然環境の保全に配慮した計画とすること。

(自然保護課)

**【回答】**

ご指摘のとおり、自然環境の保全に配慮した計画となるようにいたします。

**【31】**

《配慮書》

事業実施想定区域は、その大部分が森林法に基づく森林区域であり且つ、その一部が保安林に指定されている。

森林区域における 1 ha を超える開発行為及び保安林内での立木の伐採や土地の形質変更等を行う場合には、それぞれ許可等を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。

なお、保安林については、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限とするよう配慮すること。

(森林保全課)

**【回答】**

昨年より自治体、地元農業協同組合、個人地権者との協議を実施しています。

二戸市サイトでは土地所有者の牧野組合と合意しており、国有林貸付について本年 3 月に森林管理署と相談をしました。一戸町サイトは、一戸町、地元農業協同組合、個人地権者と協議を進めています。

資料 No. 4 及び資料 No. 5 は非公開